

【表題】

新型コロナウイルス対策に係るインドネシア政府による入国制限措置（インドネシア国外滞在中の外国人の KITAS 等更新手続き期限の延長）

【ポイント】

●インドネシア国外滞在中に失効した一時滞在許可（KITAS/ITAS）、定住許可（KITAP/ITAP）または再入国許可の更新手続きの期限が、本年末まで延長されました。

【本文】

1. 8月25日、法務人権省入国管理総局は、同総局ホームページにおいて、インドネシア国外滞在中に一時滞在許可（KITAS/ITAS）、定住許可（KITAP/ITAP）または再入国許可が失効した外国人が再入国の上更新手続きを行わなければならない期限を、2020年9月8日から同年12月31日まで延長するとしました。

2. 詳細については、インドネシア法務人権省入国管理総局のホームページ（<https://www.imigrasi.go.id/>）を確認の上、入国管理事務所または入国管理総局設置のオンライン・インフォメーション・センターWhatsApp Chat Service (+62-(0)821-1430-9957) にお問い合わせください。

なお、当館管轄内の各入国管理事務所の連絡先は以下のとおりです。

（1）東ジャワ州

ア スラバヤ入国管理事務所（031-8690534）

※外国人からの WhatsApp で申請に関する質問を受け付けてくれる番号（081-330-442-586）及びメールアドレス（kanim_surabaya@Imigrasi.go.id）もご利用いただけます。

イ タンジュンペラック入国管理事務所（031-7315570）

ウ マラン入国管理事務所（0341-491039）

エ クディリ入国管理事務所（0354-688307）

オ マディウン入国管理事務所（0351-386667）

カ ブリタール入国管理事務所（0342-554759）

キ ジュンブル入国管理事務所（0331-335494）

（2）北カリマンタン州

タラカン入国管理事務所（0551-21242）

（3）東カリマンタン州

ア サマリダ入国管理事務所（0541-743945）

イ バリクパパン入国管理事務所（0542-443186）

（4）南カリマンタン州

バンジャルマシン入国管理事務所（0511-4707758）

3. インドネシア政府は、出入国及び滞在に関する制度やその運用を随時変更しており、これらは突然に変更される可能性があります。当館としては、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。